

令和2年第4回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 令和2年4月28日(火) 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 戸田浩二
- 4, 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 12名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7, 会議の概要
 - (1) 開会
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
今泉教育長 戸田委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。
 - (4) 議事
今泉教育長 それでは、議事に入ります。本日の「報告第1号」から「報告第5号」は人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「報告第1号」から「報告第5号」の案件を非公開といたします。

【報告第1号】【報告第2号】【報告第3号】

【報告第4号】【報告第5号】 非公開

今泉教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第27号 笠間市寺子屋事業開設要綱の一部改正について」生涯学習課長より説明を求めます。

事務局 生涯学習課です。「議案第27号 笠間市寺子屋事業開設要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。資料の方は21ページから23ページをご覧ください。寺子屋事業は、毎週土曜日に小学校5年生、6年生を対象に3地区の各公民館で学習を行っております。23ページでございますように、これまで会費につきましては、月毎に集めておりまして、最初に出席した日に現金で納めてもらっておりました。欠席をする生徒もいるので、年間を通して何度も現金の取り扱いをすることとなっております。そこで今回、今年度からは現金ではなく、口座振替とし、指定の口座からの引き落としといたしますので、資料にもございますように、毎月末日までに納付するものとする。と要綱改正したいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

今泉教育長 只今、生涯学習課長より説明がございましたが、「笠間市寺子屋事業開設要綱の一部改正について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第27号 笠間市寺子屋事業開設要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後2時20分閉会を宣す。

8, 議決事項

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第27号	笠間市寺子屋事業開設要綱の一部改正について	可決